

仏壇販売の問題点と公正化の課題について
(公正取引協議会設立及び公正競争規約制定に向けて)

平成22年12月
経済産業省
製造産業局

- I. 何が問題ですか。・・・1
- II. 対策は何ですか。・・・1
- III. 企業、業界は何をすれば良いですか。・・・2
- IV. 役所は何をしますか。・・・2
- V. 公正競争規約・公正取引協議会とは何ですか。・・・2
- VI. 公正取引規約・公正取引協議会の認可への手順はどうなりますか。・・・3
- VII. 仏壇販売者が公正取引協議会に参加するメリットは何ですか。・・・4
- VIII. 公正競争規約に基づく表示は誰がどのようにするのですか。・・・5
- IX. 国産／外国産の線引き（定義）はどうなっていますか。国内の仏壇製造者にメリットはありますか。・・・10
- X. 材質の表示はどうなりますか。・・・12

I. 何が問題ですか。

1. 仏壇販売に関する消費者の苦情がたくさんあります。消費者庁のデータベース（パイオ・ネット）や、社団法人日本広告審査機構（JARO）にも、仏壇の品質、広告内容に関する相談が寄せられています。
2. 仏壇特有の消費者の苦情としては、例えば、
 - （1）高価な木材や、天然木で作られていると説明されて買ったが、届いたものは合板に塗装したものだ。
 - （2）伝統的工芸品（国産）と説明されて購入したが、それに似せた大量生産品（外国産）だった。などがあります。

悪質な場合は、詐欺罪や、不当景品類及び不当表示防止法などの法律に触れる可能性があります。

II. 対策は何ですか。

1. 現状

（1）法律上の問題

国産／外国産や材質を偽って販売する業者、過度な値引き広告を配布する業者には、刑法の詐欺罪や不当景品類及び不当表示防止法などが適用され得ます。

仏壇特有の手口は、次の2つです。

- 国産／外国産を偽って販売する。
- 材質など品質を偽って販売する。

（2）対応の不備

- 国産／外国産の線引き（定義）が徹底していないため、指摘しにくい。
- 品質表示が徹底していないため、指摘しにくい。 ことがあります。

2. 今後の対応

（1）国産／外国産の線引き（定義）の明確化

- 平成14年に全宗協が定めた「国産／外国産の線引き」のPR。
- これから作る公正競争規約で、「国産／外国産の線引き（定義）」の業界内の意思統一をし、経済産業省、消費者庁、警察に理解を求めること。
- 「国産／外国産」を偽って販売し、消費者をだます事案への対応も、「国産／外国産の線引き（定義）」が明確なら対応しやすくなります。

（2）品質表示の徹底（公正競争規約・公正取引協議会）

- 仏壇販売業者の過半の参加を得られれば、公正競争規約を作成し、公正取引協

議会を結成でき、これに、消費者庁のお墨付き（認定）を得ることができます。

○公正取引協議会ができれば

- ・公正取引協議会に参加する仏壇販売業者は、「国産／外国産」や「材質」を表示し適切に販売します。参加販売事業者の違反の監視や、違反者の処分も規約に基づいて自主的に行います。
- ・公正取引協議会に参加しない仏壇販売業者は、法に触れる行為をすると、協議会や消費者から告発されやすくなります。
- ・いずれにしても、違法行為への対応が強化されます。

Ⅲ. 企業、業界は何をすれば良いですか。

1. 国産／外国産を偽る、材質など品質を偽って販売するなど、消費者をだまして、その価値と比べて著しく高額で仏壇の販売すること（詐欺）はしないで下さい。
2. 現在、仏壇業界では、公正競争規約・公正取引協議会を作る動きがあります。仏壇販売に携わっている方（製造、卸、小売）で、公正なビジネスに賛同される方は、公正競争規約・公正取引協議会に参加して下さい。
3. 悪質な販売事例を見聞きしたら、都道府県の消費者センターや経済産業省に連絡して下さい。都道府県の消費者センターに連絡いただければ、消費者庁のデータベースに登録され、行政の参考情報になります。
4. 詐欺など犯罪を見聞きしたら、警察に届け出て下さい。

Ⅳ. 役所は何をしますか。

1. 経済産業省は、
 - (1) 仏壇の国産／外国産の線引き（定義）の明確化を支援します。
 - (2) 公正競争規約・公正取引協議会の結成を支援します。
2. 消費者庁及び公正取引委員会は、公正競争規約・公正取引協議会の申請を受理し、審査の上、認可します。

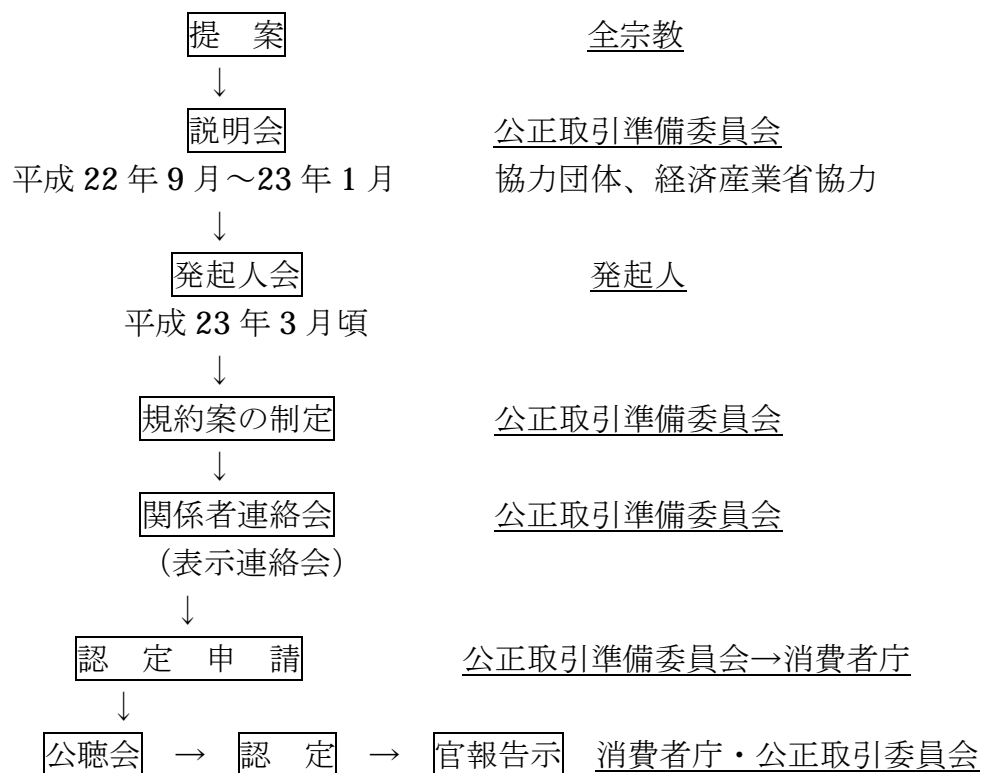
Ⅴ. 公正競争規約・公正取引協議会とは何ですか。

不当景品類及び不当表示防止法（以下「景表法という。」）は、過大な景品や不当な表示を禁止するものですが、「公正競争規約」は、景表法第11条の規定に基づき消費者庁及び公正取引委員会の認定を受けた、それぞれの業界における正常な商慣習を確立するためのもので、表示の方法などを定めています。

- 参加企業（メーカー、卸、小売）が「公正競争規約」を結び、公正な表示をすることを約束します。
- 参加企業が「公正取引協議会」を作り、虚偽誇大な表示を調査したり、違反を防止するなど、自主規制活動を行います。
- 表示事項は、国産／外国産、品質表示など、業界で決められます。
- 消費者庁及び公正取引委員会の「公正競争規約」認定制度があります。（景表法）
- 公正規約を策定している業界は69あり、類似例はピアノ、電子鍵盤楽器です。

VI. 公正取引規約・公正取引協議会の認可への手順はどうなりますか。

- クリアしなければいけない条件は、
 1. 公正取引準備委員会会員が売上高の過半を占めること。
 2. 公正取引規約（含：品質&産地の表示基準）を準備委員会で制定すること。
 3. 同規約を消費者庁・公正取引委員会で認定してもらうこと。
- 準備すべきことは、
 1. 準備委員会の参加企業（全宗教会員、非会員にかかわらず）、協力団体募集
 2. 発起人を募り「発起人会」を開催し、「公正取引規約」案を審議。
 3. 公正取引準備委員会で「公正取引規約」（表示基準など）案を合意。
 4. 公正取引準備委員会が、「公正取引協議会」認可申請。
- 公正競争規約の認定手続きの流れ



VII. 仏壇販売者が公正取引協議会に参加するメリットは何ですか。

良い商品の価値を消費者に認めてもらいやすくなります。
自分のお店が信頼できることを消費者に伝えられます。

1. 安心してビジネスが出来ます。

虚偽・誇大な表示・広告は、お互いに競争相手に対抗して行われ、エスカレートすることが多いのですが、これを放置しておくとう業界のモラルが低下し、以下のように全体に大きな悪影響を招く可能性があります。

- ①価格競争がエスカレートして、国産／外国産、材質などを偽って販売。
- ②低級品の値段が、高級品の値段として誤って消費者に浸透。
- ③業界全体が消費者から信頼されない。消費者の仏壇離れを招く。

「公正競争規約」を遵守する業者が増えれば安心して商売ができます。「公正競争規約」を遵守すれば、景品表示法や関係法令上問題は生じません。

2. 消費者から信頼されます。

「公正取引協議会」に加盟した仏壇業者は、消費者にとって信頼できる店であることをアピールできます。

「公正取引協議会」に加盟せず、法令やルールを守らない販売者は、消費者からそのような業者であると判断されやすくなります。

「公正競争規約」により、必要表示事項や表示方法が統一され、正しい商品情報が提供されることになり、消費者の信頼が高まります。

虚偽・誇大な表示・広告が行われなくなれば、価格や品質による本来の競争が行われ、消費者からの信頼が増すことになります。

公正競争規約で定める『公正マーク』の使用や公正取引協議会会員であることを示す『公正会員証』の店頭掲示で、消費者の信頼を受けることになります。

Q：産地表示、材質表示の統ルール、表示の早期実現、徹底、明確化が必要です。

A：公正取引規約は、産地表示、材質表示のルールを規定します。その遵守義務も規約に規定されます。

Q：協議会の会費はいくらですか。

A：発起人会等で今後検討することになりますが、小規模店は5千円／年程度、売上げの大きな会社は大きな額にしていくというのが他の業界の一般的な例です。なお、準備委員会は会費なしです。

Q：公正取引協議会の非会員は公正競争規約を守らなくてよいのですか。

A：「公正競争規約」は、公正取引協議会の会員にのみ適用されます。

非会員に対しても、消費者庁や都道府県により公正競争規約の定めを参考に景表法の規制が直接及びます。

また、会員、非会員にかかわらず、刑法の詐欺罪や不当景品類及び不当表示防止法などが適用され得ますが、その違法性の判断の際に「公正競争規約」が仏壇業界の規範として判断根拠のひとつとなり得ます。

また、消費者などが非会員の悪質業者を訴える際に、業界規範である「公正競争規約」を拠りどころにすることで、警察、裁判所、消費者庁、公正取引委員会などに悪質性を説明しやすくなる効果があります。

Q：公正競争規約ができたなら、抜き打ちで表示などのチェックをしたらどうですか。監視体制はできますか。

A：会員に対しては、公正競争規約に基づいて調査し、規約を遵守していない場合は、警告などで是正を求めることになっています。

非会員で、消費者を騙す売り方をしている悪質業者に対しては、公正取引協議会から警察への詐欺罪の告発などで是正を求める手段があります。

Q：業界のモラル向上、悪徳業者を減らすことが必要です。

A：公正取引協議会・公正競争規約ができたなら、会員の自主的なモラル向上活動、非会員で悪質な業者への告発活動などを通じて対応していくことが可能です。

VIII. 公正競争規約に基づく表示は誰がどのようにするのですか。

A：「公正競争規約」では、

1) 仏壇を製造、輸入する方が、仏壇本体に規約に基づく表示をすること、

2) 消費者に販売する方は、

①規約に基づく表示がなされた仏壇本体を販売すること

②販売店独自で店頭、広告などに表示をする場合は、規約に基づく表示をすること、

が求められます。次ページに表示イメージ（日用品室試案）を添付します。

Q：小売だけでなく、メーカー、卸、輸入者に産地、材質表示の徹底をして欲しい。

A：公正競争規約では、仏壇を製造、輸入する方が、仏壇本体に、産地、材質などを正しく表示しなければなりません。規約を遵守しない場合は、警告などで是正を求めることになっています。

表示イメージ(本体)

<唐木仏壇本体>

商品名	葵20号
主材料	紫檀プリント紙
芯材	天然合板
表面加工	ポリエステル仕上げ
原産国	ベトナム
外形寸法	幅57cm×奥行き45cm×高さ121cm
製造	株式会社〇〇〇〇 TEL 03-1234-XXXX

※仏壇公正競争規約に基づく表示

<金仏壇本体>

商品名	藤18号
材料	ヒノキ
表面加工	ラッカー仕上げ
金箔粉種	金消箔使用
原産国	日本製品
外形寸法	幅57cm×奥行き45cm×高さ121cm
製造	株式会社〇〇〇〇 TEL 03-1234-XXXX

※仏壇公正競争規約に基づく表示

裏側への表示
を想定。

(留意事項)







- ・現時点の案では、本体表示は、ラベル、塗装、刻印等により行うこととしている。
- ・表示欄外に、「仏壇公正競争規約に基づく表示」と表示できる。



※表示イメージは架空のものであり、実在しません。

表示イメージ(カタログ)

<仏壇ごとに記載すべき事項>

金仏壇		唐木仏壇																																																	
																																																	
																																																			
<table border="1"> <tr><td>商品名</td><td>藤18号</td></tr> <tr><td>材料</td><td>ヒノキ</td></tr> <tr><td>表面加工</td><td>ラッカー仕上げ</td></tr> <tr><td>金箔粉種</td><td>金消箔使用</td></tr> <tr><td>原産国</td><td>日本製品</td></tr> <tr><td>外形寸法</td><td>57cm×45cm×121cm (幅×奥行き×高さ)</td></tr> </table>	商品名	藤18号	材料	ヒノキ	表面加工	ラッカー仕上げ	金箔粉種	金消箔使用	原産国	日本製品	外形寸法	57cm×45cm×121cm (幅×奥行き×高さ)	<table border="1"> <tr><td>商品名</td><td>藤18号</td></tr> <tr><td>材料</td><td>ヒノキ</td></tr> <tr><td>表面加工</td><td>ラッカー仕上げ</td></tr> <tr><td>金箔粉種</td><td>金消箔使用</td></tr> <tr><td>原産国</td><td>日本製品</td></tr> <tr><td>外形寸法</td><td>57cm×45cm×121cm (幅×奥行き×高さ)</td></tr> </table>	商品名	藤18号	材料	ヒノキ	表面加工	ラッカー仕上げ	金箔粉種	金消箔使用	原産国	日本製品	外形寸法	57cm×45cm×121cm (幅×奥行き×高さ)	<table border="1"> <tr><td>商品名</td><td>葵20号</td></tr> <tr><td>主材料</td><td>紫檀プリント紙</td></tr> <tr><td>芯材</td><td>天然合板</td></tr> <tr><td>表面加工</td><td>ポリエステル仕上げ</td></tr> <tr><td>原産国</td><td>ベトナム</td></tr> <tr><td>外形寸法</td><td>57cm×45cm×121cm (幅×奥行き×高さ)</td></tr> </table>	商品名	葵20号	主材料	紫檀プリント紙	芯材	天然合板	表面加工	ポリエステル仕上げ	原産国	ベトナム	外形寸法	57cm×45cm×121cm (幅×奥行き×高さ)	<table border="1"> <tr><td>商品名</td><td>葵20号</td></tr> <tr><td>主材料</td><td>紫檀プリント紙</td></tr> <tr><td>芯材</td><td>天然合板</td></tr> <tr><td>表面加工</td><td>ポリエステル仕上げ</td></tr> <tr><td>原産国</td><td>ベトナム</td></tr> <tr><td>外形寸法</td><td>57cm×45cm×121cm (幅×奥行き×高さ)</td></tr> </table>	商品名	葵20号	主材料	紫檀プリント紙	芯材	天然合板	表面加工	ポリエステル仕上げ	原産国	ベトナム	外形寸法	57cm×45cm×121cm (幅×奥行き×高さ)
商品名	藤18号																																																		
材料	ヒノキ																																																		
表面加工	ラッカー仕上げ																																																		
金箔粉種	金消箔使用																																																		
原産国	日本製品																																																		
外形寸法	57cm×45cm×121cm (幅×奥行き×高さ)																																																		
商品名	藤18号																																																		
材料	ヒノキ																																																		
表面加工	ラッカー仕上げ																																																		
金箔粉種	金消箔使用																																																		
原産国	日本製品																																																		
外形寸法	57cm×45cm×121cm (幅×奥行き×高さ)																																																		
商品名	葵20号																																																		
主材料	紫檀プリント紙																																																		
芯材	天然合板																																																		
表面加工	ポリエステル仕上げ																																																		
原産国	ベトナム																																																		
外形寸法	57cm×45cm×121cm (幅×奥行き×高さ)																																																		
商品名	葵20号																																																		
主材料	紫檀プリント紙																																																		
芯材	天然合板																																																		
表面加工	ポリエステル仕上げ																																																		
原産国	ベトナム																																																		
外形寸法	57cm×45cm×121cm (幅×奥行き×高さ)																																																		

↓ 例

商品名	藤18号
材料	ヒノキ
表面加工	ラッカー仕上げ
金箔粉種	金消箔使用
原産国	日本製品
外形寸法	57cm×45cm×121cm (幅×奥行き×高さ)

↓ 例

商品名	葵20号
主材料	紫檀プリント紙
芯材	天然合板
表面加工	ポリエステル仕上げ
原産国	ベトナム
外形寸法	57cm×45cm×121cm (幅×奥行き×高さ)

<そのほかに記載すべき事項>

平成22年9月作成
 作成 千代田区霞ヶ関1-3-1
 株式会社〇〇〇〇
 照会先 03-1234-XXXX

- ・ 運送料、据付料については、販売店とよくご相談ください。
- ・ 商品の使用は、改良の際予告なしに変更する場合があります。

(留意事項)

- ・ 規約において「カタログ」とは、一般消費者が購入の際に参考とする印刷物を指す。
- ・ 表示欄外(カタログ最終頁など)に、「本カタログは、仏壇公正競争規約に基づく表示をしています」と表示できる。

※表示イメージは架空のものであり、実在しません。

表示イメージ(店頭表示)

金仏壇



商品名 藤18号
 価格 1,700,500円
 材料 ヒノキ
 表面加工 ラッカー仕上げ
 金箔粉種 金消箔使用
 原産国 日本製品
 外形寸法 57cm×45cm×121cm
 (幅×奥行き×高さ)

↓ 例

商品名	藤18号
価格	1,700,500円
材料	ヒノキ
表面加工	ラッカー仕上げ
金箔粉種	金消箔使用
原産国	日本製品
外形寸法	57cm×45cm×121cm (幅×奥行き×高さ)

※仏壇公正競争規約に基づく表示

唐木仏壇



商品名 葵20号
 価格 450,100円
 主材料 紫檀プリント紙
 芯材 天然合板
 表面加工 ポリエステル仕上げ
 原産国 ベトナム
 外形寸法 57cm×45cm×121cm
 (幅×奥行き×高さ)

↓ 例

商品名	葵20号
価格	450,100円
主材料	紫檀プリント紙
芯材	天然合板
表面加工	ポリエステル仕上げ
原産国	ベトナム
外形寸法	57cm×45cm×121cm (幅×奥行き×高さ)

※仏壇公正競争規約に基づく表示

<そのほかに記載すべき事項>

- ・ 運送料、据付料に関する事項。
- ・ 割賦販売に関する価格の表示をする場合にあつては、その支払方法、利息、手数料の率(実質年率)及び額並びに支払い総額
- ・ その他必要表示事項(展示品、長期又は旧型在庫品、荷ずれ品についての表示)

(留意事項)

- ・ 左記の「そのほかに記載すべき事項」は一括して店舗内に表示することが出来る。
- ・ 表示欄外に、「仏壇公正競争規約に基づく表示」と表示できる。

※表示イメージは架空のものであり、実在しません。

表示イメージ(広告・ちらし)

<仏壇ごとに記載すべき事項>

仏壇の

株式会社〇〇〇〇
千代田区霞ヶ関1-3-1
03-1234-XXXX

金仏壇

唐木仏壇

↓ 例

販売台数	2台限り
商品名	藤18号
価格	1,700,500円
材料	ヒノキ
表面加工	ラッカー仕上げ
金箔粉種	金箔使用
原産国	日本製品
外形寸法	57cm×45cm×121cm (幅×奥行×高さ)

↓ 例

商品名	葵20号
価格	450,100円
主材料	紫檀プリント紙
芯材	天然合板
表面加工	ポリエステル仕上げ
原産国	ベトナム
外形寸法	57cm×45cm×121cm (幅×奥行×高さ)

<そのほかに記載すべき事項>

- ・事業者の名称、住所、連絡先
- ・割賦販売に関する価格の表示をする場合にあっては、その支払方法、利息、手数料の率(実質年率)及び額並びに支払い総額
- ・その他必要表示事項(展示品、長期又は旧型在庫品、荷ずれ品についての表示)

(留意事項)

- ・「販売台数」は数量が限定されているときに記載。
- ・左記の「そのほかに記載すべき事項」は一括して表示することができる。
- ・表示欄外に、
「本広告は、仏壇公正競争規約に基づく表示をしています」と表示できる。

※表示イメージは架空のものであり、実在しません。

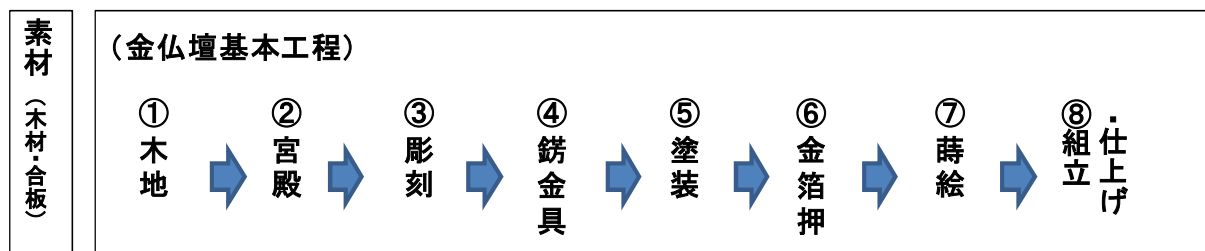
Q：在庫品やすでに店頭で陳列している商品で、必要な表示がないものはどうしたらよいでしょうか？

A：公正競争規約の施行後は、表示のない状態で販売することは規約に違反することとなりますので、移行期間（1年とする例が多い）の間に対応して、移行期間後には表示をして下さい。原産国や品質の判別が困難な場合には、仕入れ先に問い合わせてください。

Ⅹ. 国産／外国産の線引き（定義）はどうなっていますか。国内の仏壇製造者にメリットはありますか。

1. 仏壇の国産／外国産の線引き（定義）で業界の合意を得て文書化されたものは、平成14年の全宗協「国産仏壇の全国統一表示実施規約」があります。
2. これから公正競争規約を検討する中で、国産／外国産の線引き（定義）も改めて検討されることとなりますが、平成14年の全宗協の国産／外国産の線引き（定義）を踏襲する案になっています。内容を図示します。

金仏壇の国産表示基準

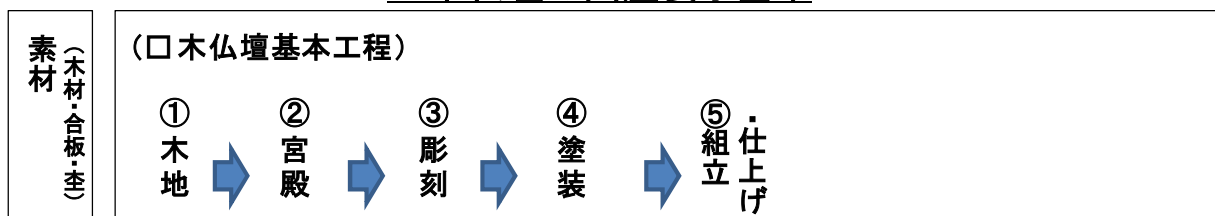


(全宗教統一基準)：(1)又は(2)

	輸入可	○	○	○	○	○	○	○	○
		○	△	△	△	○	○	△	○

(注) ○は国内。△は輸入可だが、少なくともいずれか1工程は国内で施工。

□木仏壇の国産表示基準



(全宗教統一基準)：(1)又は(2)

	輸入可	○	○	○	○	○
		○	輸入可	輸入可	○	○

Q：国内の仏壇製造者にメリットはありますか。

A：消費者がどのような仏壇を買うかは消費者の判断ですが、国産／外国産や、品質の表示を明確にし、国産仏壇の価値を消費者に訴えることで、国産仏壇、産地のPRをすることは可能と思われます。

Q：国産の定義を厳しくすれば、もっと国内の仏壇産地を守れるのではないですか？

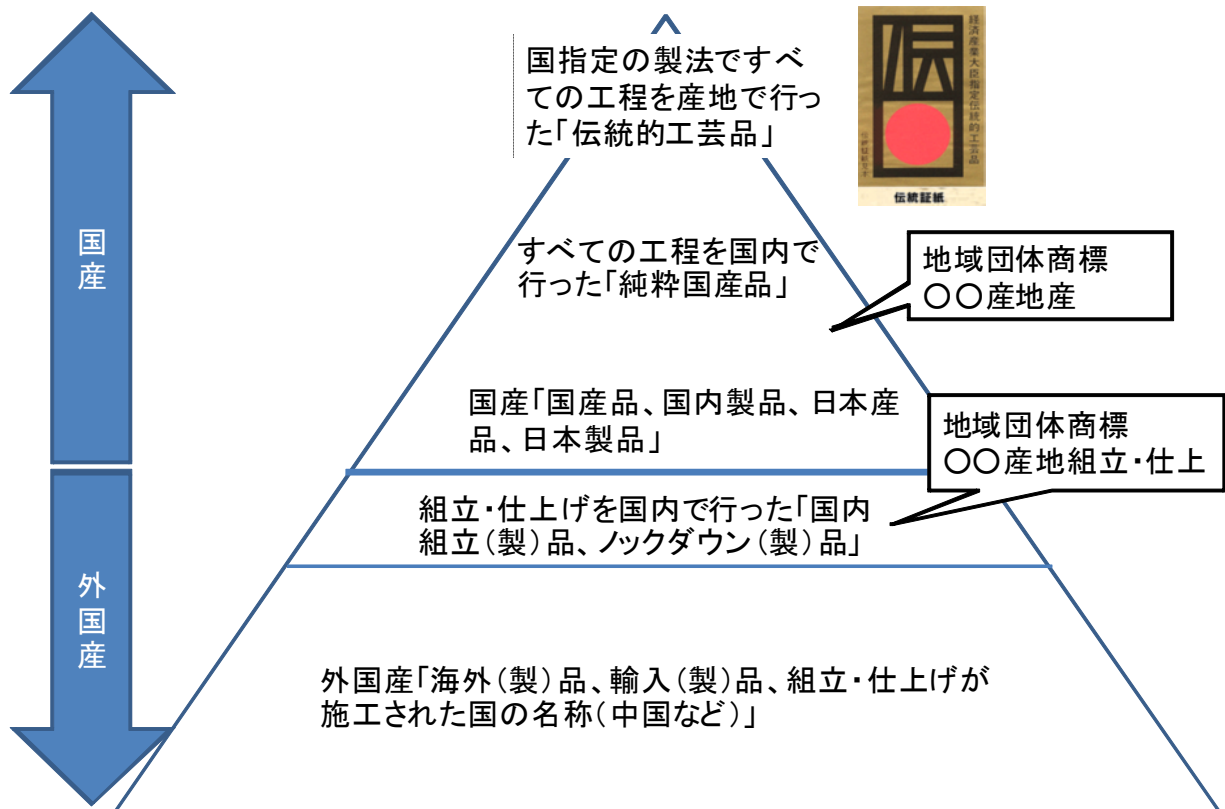
A：国産／外国産の線引きは、原産地規則という国際ルールがあり、「最後の実質的変更が行われた国」「一定の付加価値が形成される国」などの考え方があって、仏壇業界だけの考えで決められるものではありません。

平成14年の全宗協の定義は、唯一の文書化された業界内ルールであり、内容も妥当と考えています。

ただし、すべての工程を国内や産地で生産した仏壇を「純国産」「京仏壇」等とPRしたり、国産／外国産の定義よりも多くの工程を国内、産地内で生産した仏壇に地域団体商標などの証紙(マーク)を貼ってPRしたりすることは自由です。

経済産業省は、伝統的工芸品産業の振興の中で、国内の伝統的な仏壇の振興に努めています。

なお、公正競争規約・公正取引協議会が発足し、統一表示が始まった場合には、伝統的工芸品証紙、地域団体商標証紙といった特別の表示は、別のタグをさげるなど、消費者が理解しやすいように工夫が必要になると思われます。



Q：私の産地では、国産の定義を満たして生産することが難しくなっています。「外国産」と表示しなければなりませんか？

A：現在準備されている公正競争規約案では、「製造工程のうち、一部工程が日本以外で施工されているものであっても、組立・仕上げは日本で施工されたもの」を「国内組立（製）品、ノックダウン（製）品」という表示を認める案になっています。

「国内組立（製）品、ノックダウン（製）品」は国産とは言えませんが、「組立・仕上げは〇〇産地です」と消費者にPRすることは可能です。

Q：原産国表示として、産地国名ではなく、「自社製」「〇〇会社製」と表示することはできますか？

A：現在準備されている公正競争規約案では、原産国に関する表示は、①国産/日本製品、または ②国内組立品/ノックダウン製品、または ③海外製品/輸入製品/〇〇製（〇〇は国の名称）のいずれかを表示しなくてはなりません。

そのうえで、規約にない「自社製」や「〇〇会社製」、地域団体商標なども付加的に記載・PRすることができます。

Q：外国で製造した仏壇を、日本の工場で扉を外して検品したり、キズを手入れしたりしています。国内組立・仕上げ品と言えますか？
また、「国内〇〇工場直送」と表示して良いですか？

A：国内で組立・仕上げをしていないものは、「国内組立・仕上げ品」と言えません。

外国で製造した仏壇を、日本の工場で保管したり、キズの手入れをただけで「工場直送」と表示することは、消費者に「日本の工場で製造した仏壇ではないか」と誤認を与えます。

消費者を誤認させて不当な利得を得る行為は、詐欺罪に当たる可能性があります。

X. 材質の表示はどうなりますか。

本来の仏壇の価値は、1) 拝む人に感動を与える、2) 永年の使用に耐えるなどで、「材質」は仏壇の価値を決めるたくさんの要素のひとつです。

しかし、「材質」を誤認させる売り方への消費者クレームが一部にあることから、仏壇公正競争規約の一部として、「材質」の表示について決めていく必要があります。

次ページに日用品室試案を添付します。業界内で意見が分かれていると承知している部分は（※）として、具体案を書くことを控えています。

品質及び産地表示基準に関する経済産業省提案

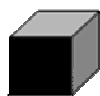
別表1 (1) 唐木仏壇の主材料

「木材」と「加工」の区分を組み合わせて主材料を表示するものとする。

	区分 (表示用語)	内容
木材	本黒檀	(※1)
	黒檀	(※1)
	本紫檀	本紫檀、(※2)
	紫檀	(※2)
	本鉄刀木、本タガヤサン	本鉄刀木、紫鉄刀木
	鉄刀木、タガヤサン	ウエンジ
	木材の名称	シャム柿、欒(ケヤキ)、榊・櫛(タモ)、榆(ニレ)、黄檗(キハダ)、栓(セン)、梅檀(センダン)(※3)、槐(エンジュ)、屋久杉、黄王檀(キオウタン)、桑(クワ)、黒柿(クロガキ)、桜、胡桃、桐、檜、竹、その他の木材
加工 (注2の図解参照)	総ムク	ムク板のみのも。ムク板を寄木にしたものを含む。
	ネリ(※4)	木材のムク板(5~8ミリメートル程度の厚さの板)を芯材に貼ったもの。貼りつける芯材の側面の数ごとに、一方ネリ、二方ネリ、三方ネリ、四方ネリとする。
	ハリ(※4)	木材の突板(0.2~0.5ミリメートル程度の薄さの板)を芯材に貼ったもの。
	プリント紙	芯材に木材の模様を直接印刷したものまたは印刷したシートを貼り付けたもの。
	着色	芯材に木材の色を着色したもの。

注1 仏壇の扉を閉めた状態での正面全体の仕様を基準とする(※5)

注2



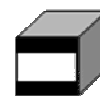
総ムク



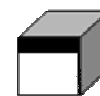
四方ネリ



三方ネリ



二法ネリ



一方ネリ



ハリ

(※) 論点:

1. 下記木材のうち、本黒檀、黒檀として区分する木材を検討する必要。なお、本黒檀、黒檀の区分に含まれないものは、「木材の名称」をそのまま表示するものとする。
縞黒檀(スラウエシ)、カリマンタン黒檀、マルク黒檀、アフリカ産などどうするか。
2. 下記木材のうち、本紫檀、紫檀として区分する木材を検討する必要。なお、本紫檀、紫檀の区分に含まれないものは、「木材の名称」をそのまま表示するものとする。
パイオン(ラオス、ミャンマー名のをどうするか。)、ローズウッド、チンチャン、グラナディロ、パーロッサ(豆科でないがどうするか)、ブビンガ、ソノケリン、カリン
3. 国産、輸入梅檀(センダン)を区別するか。
4. 東京唐木系では、ネリ、ハリと言わず、上黒、中黒と言う。
5. 扉、正面だけ良い材質のものが良いものと誤認されないか。

別表1 (2) 唐木仏壇の芯材

区分 (表示用語)	材料
天然木材 (※1)	天然木 (※2)
天然合板	ラワンベニヤ シナベニヤ その他木合板
木質繊維板	MDF その他繊維板 (※3)

注 表示用語、材料のいずれを表示してもよい

(※) 論点:

1. 南洋材・北米材で分けて記載する必要があるか。品質の差異について要確認。
2. 天然木は引き板だけか。
3. MDF以外の繊維板を具体的に規定する必要があるか。

別表2 唐木仏壇、金仏壇の表面加工

区分 (表示用語)	内容
ポリエステル仕上げ	ポリエステル樹脂塗料で仕上げたもの
ラッカー仕上げ	ラッカー塗料で仕上げたもの
ウレタン仕上げ	ポリウレタン樹脂塗料で仕上げたもの
カシュー仕上げ・(植物性) 合成漆	カシューかく油等を樹脂化した塗料で仕上げたもの
漆仕上げ	漆を塗って仕上げたもの
オイル仕上げ	油性塗料を含浸させて仕上げたもの

注1 その他の塗料を使用した場合も上記に準ずる

注2 仏壇の扉を閉めた状態での正面全体の仕様を基準とする

別表3 唐木仏壇の原産国に関する表示

区分 (表示用語)	内容
国産品、国内製品 日本産品、日本製品	主材料及び心材の原産国にかかわらず、製造工程（木地、彫刻、宮殿、塗装、組立・仕上げの5工程をいう。以下本表において同じ。）のうち、木地、塗装、組立・仕上げが日本で施工されたもの
国内組立（製）品 ノックダウン（製）品	製造工程のうち、一部工程が日本以外で施工されているものであっても、組立・仕上げは日本で施工されたもの（前段の規定に該当するものを除く。）
海外（製）品 輸入（製）品 組立・仕上げが施工された国の名称	製造工程のうち、組立・仕上げが日本以外で施工されたもの

注 本表にかかわらず、製造工程ごとに施工された国又は地域の名称を記載することができるものとする

別表4 金仏壇の材料

区分（表示用語）	材料
杉（スギ）	杉の木材料を使用したもの
檜（ヒノキ）	檜、桧葉、米桧、米桧葉の木材料を使用したもの
松（マツ）	松、紅松、姫小松の木材料を使用したもの
欅（ケヤキ）	欅の木材料を使用したもの
天然木材	その他の天然木を使用したもの
天然合板	梶ベニヤ、ラワンベニヤ、その他木合板を使用したもの
木質繊維板	ボード、MDF、その他繊維板を使用したもの

別表5 金仏壇の金箔粉等の種類

区分（表示用語）	表示基準
純金粉使用	純度 94.43% 以上の金粉を使用したもの
純金箔使用	純度 94.43% 以上の金箔を使用したもの
●金箔（粉）使用（※）	純度が上記以下の金粉・金箔を使用したもの
白金箔（粉）使用	白金箔・白金粉を使用したもの
純銀箔（粉）使用	銀箔・銀粉を使用したもの
金属箔使用	真鍮など金、銀、白金以外の金属を使用したもの
金色塗料使用	金色の合成塗料を使用したもの

（※）論点：純度が純金以下の金の名称をどうするか。

別表6 金仏壇の原産国に関する表示

区分（表示用語）	内容
国産品、国内製品 日本産品、日本製品	材料の原産国にかかわらず、製造工程（木地、宮殿、彫刻、鋳金具、塗装、金箔押、蒔絵、組立・仕上げの8工程をいう。以下本表において同じ。）のうち、木地、塗装、金箔押、組立・仕上げの4工程すべて及び宮殿、彫刻、鋳金具、蒔絵のうち1工程以上が日本で施工されたもの
国内組立（製）品 ノックダウン（製）品	製造工程のうち、一部工程が日本以外で施工されているものであっても、組立・仕上げは日本で施工されたもの（前段の規定に該当するものを除く。）
海外（製）品 輸入（製）品 組立・仕上げが施工された国の名称	製造工程のうち、組立・仕上げが日本以外で施工されたもの

注 本表にかかわらず、製造工程ごとに施工された国又は地域の名称を記載することができるものとする

以上